セミナー等参加助成事業のお知らせ

福生市商工会では、市内事業者が経営力強化や従業員教育等を目的として自己研鑽の場(セミナー等)へ参加した場合に、受講料の助成を行うことにより経営改善に資することを目的にセミナー等参加助成事業を実施します。

セミナー等参加助成事業については、下記のとおりです。

記

対象セミナー等 令和4年5月1日から令和5年3月17日までに開催される国内で実施 されるセミナーなど

- ※福生市商工会が主催または共催するセミナー等は対象外
- ※親会社、グループ内企業の実施するセミナー等は対象外
- ※資格取得後の法令等に基づく更新等のセミナー等は対象外

申請用件 助成金の給付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福生市内で事業を営んでいる事業者
- (2) 福生市内で事業を営んでいることが確認できる資料の提示

(確定申告書、開業届など)

- (3) 同一の内容で国等からの助成を受けていないこと(受けないこと)
- (4) 申請日時点において、引き続き市内で事業を継続する意思があること
- (5) 申請時に、商工会職員による内容確認を受けること

助 成 内 容 セミナー、講習会などの助成対象として認められる受講料の2分の1以内。 ただし、消費税は対象外です。千円未満は切捨てとさせていただきます。

助成金限度額 2万円(一事業者)

ただし、令和4年5月1日から令和5年3月17日までの間に契約(申込)・実施・支払いが行われたものに限ります。

事業予算額申請 方法

20万円(予算の範囲内で先着順となります)

セミナー等を受講する前に、商工会窓口にある所定の申込用紙に必要事項 を記入し、申込を行って下さい。

その際に職員による内容確認を受けてください。

助成決定額が事業予算額に到達した時点で申込受付は終了させていただきます。

助成対象者決定の前に受講していた場合は、受付できません。

添付書類

セミナー等の申込案内など

実績報告

セミナー等の受講終了後、所定の実績報告書を提出していただきます。

助成金交付 実績報告書の提出後、報告内容を確認・精査したうえで交付を確定し、

指定口座へ振り込みいたします。

その他

- ○詳細につきましては、商工会窓口で配布する「セミナー等参加助成事業 実施要綱」を参照して下さい。
- ○本助成金の交付確定後、申請要件に該当しない事実又は不正等が発覚した場合は、交付決定を取消し、助成金の返還を求めます。

